

北竜町では子育て支援を通して定住・移住施策を行っています

事業名	対象者	助成内容	お問い合わせ先 Tel 34-2111	
結婚祝金	町内に1年以上在住 結婚後も町内に定住	1組5万円	住民課福祉係	
特定不妊治療費助成	北海道特定不妊治療費助成を受けている方 結婚されていて、どちらかが北竜町に住所がある方 他の市町村から同様の助成を受けていない方	自己負担額から道の助成金を控除した額の9割以内で 1回の上限額15万円まで(1年度目は年3回まで、2 年目以降は年2回まで、通算5年以内で10回まで)	住民課保健指導係	
出産祝金	出産時に父又は母が1年以上町内在住 出産児を6ヵ月以上養育	出産児1人につき20万円	住民課福祉係	
乳児栄養強化食品	北竜町に住所を有している低所得世帯(生活保護世帯・町民税非課 税世帯・町民税均等割のみの世帯)で、医師により栄養強化を行う 必要が認められた乳児	乳児1人1月粉ミルク大缶1缶分 上限2,200円まで	住民課保健指導係	
乳幼児等医療費助成	町内に住所を有する0歳～中学3年生までの小児	小児に関わる医療費の自己負担額	住民課国保医療係	
保育料半額減免措置	町内に住所を有し和保育園に通園している保育児童	基本保育料を1/2に減額する	住民課福祉係	
学校給食費助成	真竜小学校に通学する児童の保護者 北竜中学校に通学する生徒の保護者	小学生 保護者負担額1食200円のうち105円を助成 中学生 保護者負担額1食236円のうち126円を助成	教育委員会学校教育係	
青春エール助成金 (高等学校通学等助成)	町内に住所を有する高校生等を持つ保護者 通学費・下宿費等を5千円以上負担	月額5千円を助成	企画振興課企画係	
宅地取得奨励事業	和分譲地を購入し10年以内に住宅を建築した場合	宅地代金の1/2を上限100万まで助成	企画振興課企画係	
町並み整備建築事業	国道275号線・国道233号線・道道94号線沿い市街地 住宅を建築した場合	建築代金の1/2を上限150万円まで助成	企画振興課企画係	
持ち家取得奨励事業	北竜町内に住宅を新築した場合 建築費が1千万円以上、居住に用する床面積が60㎡以上	建築代金の1/10を上限200万円まで助成 宅地取得奨励事業・町並み整備建築事業・商工業元氣 支援応援条例と加算助成します	企画振興課企画係	
店舗・ 事務所	新築等助成事業	町内に店舗・事務所を新築・増改築した場合	新築・増改築代金の1/5 市街地区 新築200万円・増改築150万円限度 上記以外 新築100万円・増改築 50万円限度	産業課商工ひまわり観光・林務係
	店舗設備助成事業	上記に係る備品・機器設備を購入した場合	購入代金の1/4を上限100万円まで助成	産業課商工ひまわり観光・林務係
	店舗・事務所 運転資金助成事業	上記事業で新たに開業及び廃業する事業を継承した場合	土地・建物の賃借料、光熱水費等の経費1/2を上限 月額5万円まで、最長2年間助成	産業課商工ひまわり観光・林務係
	店舗・事務所 雇用助成事業	上記事業により新規雇用を創出する場合	雇用保険の被保険者賃金の1/2を上限月額5万円ま で、最長2年間助成	産業課商工ひまわり観光・林務係
	店舗・事務所 雇用定着助成事業	町内に住所を有する(新たに有する場合も可)15歳～35歳までの 者を雇用した場合	雇用保険の被保険者賃金の1/2を上限月額10万 円、最長1年間まで	産業課商工ひまわり観光・林務係